

2016年10月28日

総務大臣 高市 早苗様
(総務省 情報流通行政局
郵政行政部 貯金保険課 御中)

適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 榎 彰 徳
【連絡先(事務局)】担当：袋井
〒540-0033 大阪府中央区石町一丁目1番1号
天満橋千代田ビル
TEL 06-6920-2911 FAX 06-6945-0730
メールアドレス info@kc-s.or.jp
ホームページ <http://www.kc-s.or.jp/>

要 望 書

当団体は、消費者団体訴訟制度の制度化を受けて、不当な勧誘行為や不当条項の使用の中止を申し入れたり、団体訴権を行使することを重要な活動内容として、関西地域の7府県の消費者団体や消費者問題に取り組む個人によって構成され、2005年12月3日に結成された消費者団体であり、2007年8月23日には、内閣総理大臣より消費者契約法第13条に基づく適格消費者団体として認定されております(組織概要についてはホームページをご参照ください)。

当団体は、貴省に対して、旧簡易生命保険法の保険金受取人の取扱につき、以下のとおり要望いたしますので、ご検討のうえ、適切にご対処いただきますようお願いいたします。

(要 望 事 項)

- 1 簡易生命保険法第55条第2項の「遺族」の範囲につき、被保険者と生計維持関係がなかった「ひ孫」と「甥・姪」を追加するため、同項中「子」の次ぎに「孫の子」を加え、「祖父母」の次の「及び」を削り、「兄弟姉妹」の次に「及び兄弟姉妹の子」を加えること

(要 望 の 理 由)

- 1 簡易生命保険法第55条第1項は、保険契約者が保険金受取人を指定しないとき（保険契約者の指定した保険金受取人が死亡し更に保険金受取人を指定しない場合を含む。）は、被保険者の死亡により保険金を支払う場合には、「被保険者の遺族」を保険金受取人とし、同条2項は、その範囲を、被保険者の配偶者（届出がなくても事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに被保険者の死亡当時被保険者の扶助によって生計を維持していた者及び被保険者の生計を維持していた者と規定しています。この規定によれば、「ひ孫」及び「甥・姪」は「遺族」に該当しないこととなります。
- 2 当団体が照会を行ったところ、株式会社かんぽ生命保険及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構においては、上記「遺族」に該当する者が不在の場合には、簡易生命保険法87条の定める5年の時効期間の経過後、同法78条に従い、契約配当者の原資となり、契約者配当金として簡易生命保険の利用者に配分する扱いにされているとのことでした。

このような扱いでは、被保険者に「ひ孫」「甥・姪」があった場合には、この者たちが、たとえ保険契約者・被保険者の相続人であったとしても、保険金を受け取ることができなくなってしまいます。このような扱いが、保険契約者の通常の意味に合致するとは思えません。他方、保険金受取人を指定すれば、契約者配当金には充てられないので、上記の扱いについて簡易生命保険の利用者の期待権を有しているとも考えられず、「ひ孫」「甥・姪」が生命保険金を受け取れるという扱いをしても不都合とは思われません。
- 3 一般の生命保険契約（相互保険、営利保険）においては、保険金受取人が保険事故の前に死亡したときは、その相続人全員が保険金受取人となります（保険法46条。なお、旧商法676条2項参照）。簡易保険法廃止後のかんぽ生命保険契約もこの扱いになっています。

このようなことを考えると、保険金受取人の指定がない場合においても、被保険者に「ひ孫」「甥・姪」が存在する場合には、これらの者が保険金を受け取れるようにすることが公平だと思われれます。

この点に関連し、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律」（平成27年法律第61号）による小規模企業共済法の一部改正においては、共済金を受給できる「遺族」の範囲が拡大され、共済金を

受給できる「遺族」に共済契約者と生計維持関係がなかった「ひ孫」と「甥・姪」が追加され、しかも、改正法施行前に締結された共済契約についても、共済金支給事由が改正法施行日以後に生じた場合には適用される扱いとなっています（附則 2 条（小規模企業共済法の一部改正に伴う経過措置）5 項）¹。このような扱いは、簡易生命保険においても参考になると思われます。

以上のようなことから、要望事項記載のとおり、要望する次第です。

以上

(添 付 書 類)

- 1 「お問い合わせ」
- 2 「要請書」
- 3 「要請書に対する回答について」
- 4 上告不受理決定通知書
- 5 東京高等裁判所平成 27 年 2 月 25 日判決
- 6 平成 26 年改正後の小規模企業共済法（抄）
- 7 小規模企業共済法の一部改正に伴う経過措置（「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律」〔平成 27 年法律第 61 号〕による小規模企業共済法改正附則）

¹ http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_housei.nsf/html/housei/18920150828061.htm